

○江戸川区の特別支援教育の基本理念

第1 自立の力を育てる（個性の伸長と自己実現への支援）

学校、家庭、地域、専門機関が一体となって、障害の有無に関わらず児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、生涯を通して自己の能力を十分に発揮して生きる力を育てる。

第2 社会参加の力を育てる（社会性と学力の向上への支援）

児童・生徒一人一人が自らの可能性を見だし、社会性と学力を身に付け、ふるさと江戸川を愛し、夢や生きがいをもって社会に参加できる力を育てる。

第3 共生の力を育てる（人権尊重と障害理解促進への支援）

すべての児童・生徒（ならびに区民）が、障害の有無に関わらず互いの人格と個性を尊重するとともに、障害及び障害者への理解を深め、誰もが共に学び共に生きる力を育てる。

○本校における特別支援教育の基本目標

第1 子どもの将来を見据えた教育内容の充実

未来を担う子どもたちが、彼らを取り巻く社会の中で、障害の有無にかかわらず、生涯を通じて生活及び社会的に自立し、社会に参加できるような共生社会の実現を図ります。

第2 教育委員会と学校、家庭、地域が一体となった組織づくり

教育委員会と学校、家庭、地域が連携した支援体制を整備し、本人及び保護者の状況や願いに応じられるような校内の支援体制の活性化、相談体制の実現に努めます。

第3 個々の子どもにきめの細かい支援をする人材づくり

全教職員の特別支援教育に関わる専門性の向上を図るとともに、心理専門家等の人材を活用して、通常の学級の指導、特別支援学級の指導、通級による指導、特別支援教室における巡回指導の充実を図ります。

第4 子どもの自立を促す施設・設備、環境づくり

区内のすべての学校の施設・設備を特別支援教育の充実の観点から整備し、児童・生徒一人一人のニーズに応じたきめ細かい支援の実現を図ります。

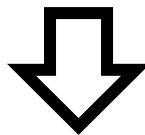
○通級指導学級での学習内容

通級による指導とは、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、障害に応じた特別の指導を特別の場で行う教育形態です。

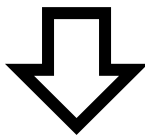
○特別支援教室での学習内容

1 特別支援教室の目的

特別支援教室導入の目的は、発達障害のある生徒の学習上・生活上の困難さを改善し、在籍学級における障害に適した指導・支援の工夫を進めることによって、対象生徒が障害の状態に応じて、可能な限り在籍学級で他の生徒と共に有意義な学校生活を送ることができるようにすることです。



そのため特別支援教室（エンカレッジルーム）を設置しています。特別の指導を行う教員（巡回指導教員）が所属する学校（拠点校：松江第四中学校）から本校（巡回校）に出向き、それぞれの生徒が学校において一人一人が抱える困難さに対応した特別の指導を行います。



このことにより、従来の通級指導学級への通級による生徒の負担や保護者の送迎の負担を軽減することができます。また、在籍学級の時間割等に応じて特別支援教室の指導の時間を柔軟に設定することが可能になり、在籍学級での授業の遅れなどに対する不安の軽減を図ることができます。

本校の特別支援教室
(エンカレッジルーム) →



2 基本的な考え方

発達障害のある生徒が抱える困難さに対応したきめ細やかな支援を学校で行います。その支援の目的は、生徒の学習能力の向上や在籍学級における集団適応能力の伸長です。この目的は特別支援教室での特別の指導のみで達成することではなく、次のような視点を踏まえて指導目標を設定し、指導計画をたてて指導に当たっています。

(1) 発達障害のある生徒への適切な指導の実施

- ① 学校で生徒が抱える困難さに対応した指導を受けられる体制を整備しています。
- ② 特別な支援を必要とする生徒の状態に応じた特別の指導を実施しています。
- ③ 生徒が在籍する学級の担任等と巡回指導教員が協働して指導を実施しています。

(2) 全ての生徒にとって分かりやすい授業の充実

巡回指導教員が教職員に対して、指導内容・方法等について具体的な助言を行うことによって通常の学級における支援の充実を図ります。

(3) 相談機能の充実による生徒の心理的安定

- ① 巡回指導教員と通常の学級担任等との連携、適切な役割分担によって相談体制等の充実を図ります。
- ② 臨床心理士等(月1回程度来校)の活用による相談体制等の充実を図ります。

(4) 一貫性のある支援体制の構築

- ① 小学校で巡回指導を受けていた児童の指導状況等を、中学校へ確実に引き継がれます。
- ② 中学校から次の進路先へ、支援に関する情報の引き継ぎを実施します。

(5) 授業について

① 授業形態の工夫

一人一人の実態に応じた目標設定をし、スモールステップで指導を行います。教材、教具の工夫を行い、生徒が興味を持てる授業の展開をします。

② 授業内容(自立活動)

「環境の把握」「人間関係の形成」「コミュニケーション」「心理的な安定」「健康の保持」「身体の動き」をねらいとして、コミュニケーション、ソーシャルスキルトレーニング、運動、創作活動、感覚統合等の自立活動を行います。

③ 社会生活に向けて

自立活動を通して、持続的に取り組む力を育成すると共に達成感を味わい、活動に対して意欲・興味・関心を持てるようにする。また社会参加に向けて社会性を身につけさせます。

※ 教科指導は行いません。

(6) 具体的な指導内容の例

- 感情を表した絵やシンボルマーク等を活用し、自分の気持ちを言葉で表現する力を身に付ける。
- 自分の行動を注意されたときに反発して興奮を静められない場合は、その場を離れるなどの方法があることを知り、それらを実際に行うことができる。
- 本人が得意なことを生かして課題をやり遂げる体験を重ね、自分のよさに気付くことで自信をもたせる。
- 巡回指導教員と生徒の一対一のやりとりで、他者とのかかわりの方法を学ぶ。

3 通室日について

- 通室の曜日や日数・時間については、生徒の実態に応じて、原則一日1、2時間で割り振ります。まずは担任の先生と巡回指導担当と打ち合わせをし、その後保護者の方に相談して決めます。
- 学校行事は、通室日にあたっていても行事優先になります。（例：健康診断・定期考査・運動会・文化祭・校外学習・修学旅行・行事の準備期間等）
- 松江第四中学校の学校行事のために、通室がお休みになることがあります。巡回指導員の都合で休みになった場合、可能な限り振替日を設定することができます。（要相談）

4 出欠席・遅刻・早退について

- 通室により通常学級の授業を抜けた時間に関しては通常通り、出席扱いになります。
- インフルエンザ等で出席停止になった場合、学級閉鎖等があった場合、忌引き等は通室でも同様の扱いになります。

5 指導報告について

- 巡回指導での様子を、連絡帳で保護者の方にお伝えします。通室をした日は必ず連絡帳をご確認いただき、サインやコメントをお書きください。
- 各学期末に、保護者の方との面談を通して連携型個別指導計画をお渡します。確認のほどご協力よろしくお願ひします。
- 巡回指導員は、保護者面談や授業観察を行い、保護者・在籍校・関係諸機関と連携を取りながら、生徒を多面的に見ていきます。
- 年度途中から通室をする場合、必要に応じて保護者の方と面談をさせていただくこともありますので、その際にご協力お願ひします。

6 災害時の対応について

災害（地震や火災など）が発生した場合、通室生徒は、一時避難後に在籍学級へ戻り、在籍学級での指示で行動します。ただし、避難訓練では特別支援教室を利用していただくことを知られたくない生徒が多いため、参加せずに巡回指導を継続させます。

- ※ 災害が発生した場合は上記の通り対応していきませんが、想定外の事態が発生した場合には生徒の安全を最優先するため、上記と異なる対応を取ることもあります。ご理解ください。

7 退室（指導の終了）と再入室について

◆ 退室（指導の終了）について

- 自己の課題について改善・克服が確認され、通室での指導の必要性がなくなった場合は、通常学級での生活が可能であると判断し、特別支援教室を退室します。
- 在籍している通室生徒と保護者（3年生を除く）を対象に、次年度に通室を延長するかどうかを、1月初旬までに確認します。意向を確定後、校内で相談し、退室（指導の終了）または延長（指導の延長）を確認します。そこで退室を選択した場合は、退室手続きを進めます。
- 特別支援教室での指導を一定期間実施した結果、課題の改善・克服が認められず、特別支援学級への転学などについても検討する必要がある場合は、適切な就学に向け、相談を行います。
- ※ 特別支援学級への転学が決定した場合は、通室は退室（指導の終了）となります。

◆ 再入室について

- 退室をした後、通常学級での適応が悪くなり、通室での指導を再開した方が良いと校内委員会などで判断された場合は、再び校内判定委員会で判定をし、教育委員会に資料を提出します。その後、教育委員会の就学支援委員会の審査を経て指導を再開します。

8 その他

◆ 「連携型個別指導計画」を作成します。

学校での資料を元に、本人の実態に合わせた目標や、その目標達成の為に学級や特別支援教室で行う具体的指導内容を示した「連携型個別指導計画」を作成します。学期ごとに評価し、面談を通して保護者の方へ提示します。

◆ 在籍校・保護者・関係諸機関・巡回指導担当の合同面談を実施します。

生徒の実態に応じ、必要な場合は行います。

- ◆ 連絡帳の確認をお願いします。

通室での「活動内容」や「感想」を本人に記入させた後、巡回指導担当が通室時の様子や連絡事項を記入し、連絡帳にファイリングして持ち帰らせています。帰宅後、必ず保護者の方に提出するよう指導しておりますので、保護者の方も声掛けをお願いします。また、「家庭から」の欄がありますので、確認後はサインやコメントをお願いします。

※ 支援に関する資料などのファイリングについて

在籍校や巡回指導担当が作成した、本人への支援に関する資料などをポケットファイルなどにファイリングしていくことをおすすめします。ファイリングをしていくことで、関係機関や進学先など、支援を依頼する際に活用することができます。また、過去の記録が残ることで、お子様の成長や発達の様子や支援の状況を振り返りやすくなります。（ポケットファイルは、学校で用意します。）



9 特別支援教室が対象とする障害の種類・程度及び標準指導時間

障害の種類	障害の程度	標準指導時間
自閉症者	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加できて、一部特別な指導を必要とする程度のもの。	年間 35～280 単位時間 (週 1～8 単位時間程度)
情緒障害者	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加できて、一部特別な指導を必要とする程度のもの。	
学習障害者	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの。	年間 10～280 単位時間 (月 1～週 8 単位時間程度)
注意欠陥多動性障害者	年齢又は発達に不釣り合いな注意力又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの。	

- 10 江戸川区の関係機関
江戸川区教育委員会学務課相談係（通級・通室の手続きに関すること） 03-5662-1627
江戸川区教育委員会指導室（特別支援教育の学習内容に関すること） 03-5662-1634
- 11 学校への連絡先
江戸川区立松江第二中学校 副校長宛（特別支援教室に関すること） 03-3651-2546

参考資料：

- 「江戸川区立小・中学校における特別支援教室の運営・巡回指導マニュアル」
（江戸川区教育委員会 令和2年12月）
- 「特別支援学級 教育課程編成の手引」
（東京都教育委員会 平成23年3月）
- 「令和2年度 特別支援教室 通室の手引き」
（松江四中グループ 令和2年4月）

生徒の作品紹介



こちらはペーパークラフトで作ったチェスです。とても細かい作業と根気が必要です。集中力や手先の巧緻性が求められます。また作業が完成するまでのスケジュールやどこから作成するかなども考えることで、計画性も養われます。生徒の実態に合わせて、このような作業的な課題を行うこともあります。